

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 1月度)

- 1 日 時 令和5年12月27日(水)
開会：午後4時00分
閉会：午後4時20分
- 2 場 所 氷見市役所A棟2階 全員協議会室
- 3 出席委員 14名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治
14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 1名
13番 山本 善榮
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 その他
- 7 職務のため出席した事務局等職員
5名
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代
事務員 川田 安広
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度1月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を平井委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
であります。

□議長 (会長) 本日は、山本委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、森委員、浮橋委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 番号59の利用権設定の1反当たりの賃借料が異常に高すぎるが、間違いではないのか。

（事務局） 借受人へ確認したところ、貸付人がなかなか理解を示してくれないので、提出した賃借料でよいとの回答を受けております。

（**委員） この1件は特殊ケースであるが、農業委員会が提供している農地の賃借料情報に反映されるのか。

（事務局） この1件については、1反当たりの賃借料実績データの計算からは除外します。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。

なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は1件です。

氷見市**——番で、申請面積は—— m^2 、地目は登記、現況ともに畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

譲受人は、年間150日程度、農作業に従事しております。申請地は耕作されていない状況で、この度、譲受人から譲渡人へ働きかけて、現在、耕作されず保全管理のみ行っている農地を、イチジク栽培を行うための畑として利用するため、無償譲渡することで合意が成立したものです。

以上の1件であります。今回の案件はいずれも農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時従事、地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に

ついて意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件1件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は射水市**——番地(氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地(氏名**）、

氷見市**——番地(氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況です。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回の案件は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となりますので、当番委員からの報告はありません。なお、氷見市土地改良区及び隣接農地耕作者からの同意が得られておりますことをご報告いたします。また、3,000m²を超える案件でありますので、原案が可決されたならば、富山県農業会議の常設審議委員会に諮ることになりますことを併せてご報告いたします。

では、今回付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) 譲受人は現在、本市で事業所を運営しているのでしょうか。

(事務局) 譲受人は、古民家を改修して事業所を運営しており、今回、既存の事業所が老朽化したため、同地区内に移転をされるとのことです。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。
以上で本日の案件は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会1月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月27日

議 長

署名委員

署名委員